



【西淀川公害オーラルヒストリー】

## 裁判を動かすのは実際の真実の姿

弁護士として大気汚染公害に関わって

### 谷智恵子さん

1947（昭和22）年生まれ。大阪市出身。1978（昭和53）年4月に弁護士登録し、同年4月18日に提訴された西淀川公害裁判に関わる。その後、泉南アスベスト裁判、住友金属男女差別裁判等に関わる。

#### 労働問題弁護士を目指していたが、公害弁護士に

弁護士になったのが昭和53（1978）年4月の登録です。この裁判が同じ53年の4月18日に提訴されたんですけど、その日が私の弁護士としての最初の仕事でした。（提訴の際には）訴状を裁判所に持って行くんですけど、それに一番後ろでくっついて行きました。西淀川公害裁判が提訴されたのが、私の弁護士人生のスタートです。

弁護士になろうと思ったのは、高校時代に先輩に連れられ企業閉鎖で労働者たちが戦っているところを見たのがきっかけです。私は大阪の高校出身なんですけど、それを見て「弁護士がやる仕事ってこんなところにあるねん」と思っ

たということなんです。

大阪市立大学に入ったんですけど、いわゆる大学紛争という時代でしてね。もう大学の中はしっちゃかめっちゃかになっていました。3回生の時は約半年間授業がなかったような状態で、学生運動に参加していたので、ちっとも勉強しなくてそのまま卒業しました。

卒業後、「私はやっぱり弁護士になるために法学部に入ったんだ」というので、司法試験を目指して勉強して、合格しました。合格後、2年間修習に行つて弁護士になりました。

なので、いわゆる労働問題弁護士、労働事件を（担当）する弁護士になりたかったんですけど、なぜか公害弁護士になってしまったという感じですね。

#### 司法修習生時に西淀川公害と出会う

その頃（1976年頃）は2年間、修習つてというのがありました。その時期に、大阪には青年法律家協会大阪支部というのがあり、私はそこに入りました。その頃、森脇さん（当時…公害患者と家族の会事務局長、現…会長）たちは、西淀川

の地元で公害反対の運動をされていたんですけど、「運動だけじゃなくって裁判をしたい」ということで、大阪の青年法律家協会の支部に相談に来てはつたんです。

ところが四日市。みたいに（コンビナートとして）パイプで繋がってるなら、まだ提訴できるかもしれないんですが、大阪の阪神工業地帯は戦前からあるでしょう。なので、「阪神工業地帯の企業を全部合わせて被告にするなんて、とつても裁判としては無理です」というふうに大阪の弁護士は考えていました。

「まあそんな言わんと何とかやってくれへんか」というのを、森脇さんや当時の患者会会長の濱田さんが、青年法律家協会に持ち込んで、研究会をしてもらったはつたんです。そこへ修習生も私含めて3人が論点を勉強するために参加をしていて。現地に行くかと（濱田さんたちが）言うのでここに（西淀川）に連れてきてもらいました。

当時は西淀川裁判の準備段階で、研究会とかに参加させてもらいつつ、何回か西淀川の現地に來させてもらいました。浜田会長、森脇さ

ん、実藤さん。(原告番号1番) 達の公害反対運動をする側の人の話も聞き、患者さんとも連れて行ってもらいました。それが、西淀川公害との出会いだっただけです。

実藤さんは(西淀川区)福町の人で、福の町の原告さんとのことを順番順番に連れて行ってもらいました。一番印象的やったのはね、「こんにちは」って言って入ったら、そこにもう、患者さんが寝てるわけですよ。お布団の上で話を聞かしてくれはったんですけど。

「ご飯どないしたはるんですか」って聞いたら、ダンボール箱に入ったインスタントラーメンを指して、「これが毎日ですわ」って言ってはったんですね。今で言うワンルームみたいなところなんですけど、開けたらそこに寝てはるって感じのおうちやっただけですね。やっぱり今でもびっくりしたのを覚えています。

その当時は福に前田さんっていう、ものすごい重症の方がいてはって。前田さんところに行ったらね、お布団の上に座って、前に手をついて、お宮さんの狛犬みたいに、はあはあと息をしてはって。前田さん自身はあんまり喋れはらへん

のですけど、それでも私ら修習生みたいな何にも知らん、どっから来たかも分からへんような者にも「こんなこんなで、こんなしんどいぞ」って話してくれはる事が何回もありました。そういう経験があつて、修習生の中でも西淀川の研究会で、論点の研究とかもしてたんです。

それで修習が終わって、そのまま入るもんやと思つて、公害裁判に参加していきました。ちょうど弁護士になった時が提訴の時だったので、私たちにしてみたら最初から裁判に参加できるということで、弁護士人生のスタートという意味では良かった。ということ、労働弁護士にはならず公害弁護士になってしまったという感じですね。

### 裁判が始まってても立証になかなか入れない難しい裁判

西淀川公害裁判は弁護士の登録をして初めての裁判だったので、当時、どこまで難しいかと思つたのは理解していなかったと思つた。裁判が始まったら、普通の場合だと書面のやり取りをして、それから証拠調べにすーって入って

くんですけど、(西淀川公害裁判は)全く入らないわけですよ。もう本当に書面のやり取りだけで、それが3年続いたんですね。立証に入れないわけですよ。裁判所は裁判所で立証に入らなくて言わないし。入ってから脂汗流したという状況やっただんちやうかなと思つた。患者会は絶対にやって欲しい、ここで裁判するんやという強い強い要求やっただんちやうですね。

### たくさんの原告を集めた裁判

一次裁判が103人くらいの原告なんです。二次裁判は、600人くらいの原告さんやっただんちやう。

原告に登録してもらおうという、患者会の総会がね、本当に暑い日に、大和田小学校の講堂でありました。暑かったから校庭に氷の柱を置いて、うちわに(公害反対の)歌の歌詞を書いたやつを配つてました。受付のところに、今はもう亡くなられた副会長の今井さんが甚平さんを着て立ってはりまして。すごかったですよ、とにかく。

一次原告が100人で、これは象徴的な被害の人を集めたんです。後から森脇さんに聞いたら

「60歳を超えた人は原告にしなかつた」って。なぜかといえば、この裁判は10年かかるか20年かかるかわからないから、60歳以下の者(だけ)を原告にするというふうにして選んだんだ、と言うてはりましたね。

それでも判決の時には、もう3分の1以上の人が亡くなつてはりましたよね。長い長い裁判でした。

### 動ける人は西淀川から逃げ出した

西淀川はとことんの下町やね。

しかもひどい大気汚染公害やったので。もうその頃から金持ちには逃げ出す。お金持ってる人、動ける人は、この街から出ていく。今やマンションも建ってるし、子育て世代もいっぱい移り住んで来てますけど、公害のひどい時はとことんの人口減少やっただんちやう。残された人は動けない人たちなので。私自身が生まれ育つたのは大阪の住吉区で、私自身は労働者の娘なので、自分自身の生活の実感とは一致してるんですけど、時代が違ふの。自分自身が昭和30年代とかに育つてきた時代の状況が、ここにあると。共同水道とか、トイレは外や、とかの状態なので。そこ

はやっぱり、びっくりするのはびっくりしましたよね。西淀川に来たのは昭和53年、1978年ですからね、空気が臭うとかそういう感じのものはもうなかったですね。

### 昭和30〜40年代の西淀川の公害被害はひどかった

後に裁判の過程で、西淀川の大気汚染公害に関わる新聞記事を全部集めたんですね。その時にもう、色々なことが書かれていて、こんなやつたかというのはいわゆる亜硫酸ガスの時代とNO<sub>2</sub>の時代とは見た目の汚れは違います。

その時の患者会の会長が、浜田先生っていう小学校の先生やっただんですけど。「子供が（絵を描く時に）ね、空を黒く描くんですよ」っていうふうに言うてはったけど、自分で実感するということとはなかったですね。私は住吉区の折小野っていうところに住んでいたので、すけど、堺が目の前なので、毎晩、堺の溶鉱炉が赤々と、本当に空を焼くような状態やったので、ある種の「なるほどな」っていう気持ちを持ってましたけどね。

新聞記事で大気汚染公害に関し

て読んだ時はびっくりしましたよ。「夕刊が来ました、そこで広げて読みました。するとざらざらになる」というようなことが、新聞記事として載ってたので「ええっ」と思いました。体操服とかも薄汚れてくるから外に干せないっていう記事とかもね。

やっぱり昭和30年代40年代の頭ぐらいが、亜硫酸ガス、SO<sub>2</sub>、煤塵の被害がひどかったんちゃうかなと思いますけどね。

合同製鐵等の工場を実藤さんに案内してもらって行ったら、赤錆だらけでした。

昭和50年代頃でも、大気汚染は改善しなかったんですよ。目に見えへんようになっただけで。（一方で）世の中的にはキャンペーンとしても公害終わったよね、そうですね、つてなっています。

### 弁護士1年生の仕事は原告の聞き取り

裁判が3年ぐらい書類のやり取りで、全然証拠調べに入らないんですよ。でもね、その間に原告さんの症状が悪くなっていく。本当にもう、入院したきりの人がいつ亡くなるか分からへん。現に亡く

なってしまわれた人もいるんやけど。

だから「とりあえず現地に行つて入院してる患者さんの話を聞いてくれ」と裁判所が言うので「証拠保全って言うんですけど——その手続きを提訴の年（昭和53年）の12月にしたんです。

その時に、萬野さんっていう人が姫島病院（今の姫島診療所）に、南竹照代さんが千船病院に入院していて。この2人について、とにかく裁判所に聞いてもらおうということ、証拠保全で臨床尋問って言うんですけど、裁判所が病院行って聞くというのをやっただんですけど。

とにかく若い弁護団で、団長の井関先生は上の世代なんですけど、他は皆1年生から10年目ぐらいまでの人なので、同期の松井さんと私の1年生2人で、南竹さんと萬野さんの尋問をしましたね。

### 病院まで喘息発作の撮影に行ったが

そもそも、1年生の弁護士が、何を分かっているわけでもなく、とにかく聞くしかない、言うことで聞きながら（証拠保全を）やったわ

けです。

私が昭和22年生まれで、南竹さんは29年生まれなんですよ。

10（歳）も離れてへんわけですね。こっちは弁護士やけど、当時の南竹さんは福島高校を卒業して間もない人で、南竹さんは簿記か何かの資格をとりたいたいと思つてはつたみたいです。今考えてみたら、そんなに近い年やつたんやなというのは思ってますけど。その頃はもうそんなことも何も考えもしないから。

南竹さんは喘息で入院してはつて、すごい重症やった。今はずっと入院なんてないと思いますけど。ぜん息の患者さんって、ひいひいになってきたら寝てられへんねんよね。横になれないんですよ。で、ベッドの上に正座みたいに座つてね、前に手をつけて、ひいひい、ひいひい言うてはるわけですよ。そういう状態での応答しましたね。何をどういうふうに準備して聞いたかもほとんど定かでない、それこそ尋問調書でも読まないとなんともね。ひいひい言いながら答えてくれたね。

それを提訴の年にしましたんで、それこそ裁判の手続きも、臨床尋問みたいなのをするのも初めて

でした。

提訴の年より後にね、発作を映像に収めたいというふう思ったわけですよ。一番発作がひどいのは夜でしょ。昼も起こるんですけど、夜中の方がひどいから。今ならスマホでシュって、ハイハイって言うて撮れるけど、当時はそういうわけにいかないから、プロの映像の人たちに協力してもらって、南竹さんに「何月何日に来るから撮らせてほしい」というふうをお願いをして準備をして。千船病院にもお願いをしていて、夜入りま

す、つて行ったわけですよ。でもいざ行ってみたら、(南竹さんに)「いや！」って断られて。今思うと、若い女の子がね、そら、嫌やわな。でもそれを明らかにしないと裁判官って分かれへんやないですか、夜中の(発作の)状態がね。なので、それをなんとかしたいと思ったんだけど、それは失敗でしたわ、OKしてくれなかった。

そういうすごい状況が起こってしまうので、女の子としては受け入れがたかったんでしようね。発作の時に失禁するなんて話は、そんなもん、最初から言うてくれませんわ。

南竹さんが亡くなった後で、お母さんから聞き取りをして、お母さんの陳述書っていうのを出した訳ですけどね。それを作ってる時にお母さんが色々言うてくれはったんやけど、発作が一番ひどいのは生理の時なんですって。生理のときほど発作が激しくなっても本当に一番激しい発作が出る。でも自分では生理の始末なんかできなんでしょう。そうやったんですわというの南竹さんが亡くな

った、その後教えてもらって裁判所には出したんですけど。「手渡したいのは青い空」とかにはその部分は書いてないですけど。西淀川弁護士で、赤津さんという方が後に入るまでは、ずっと女一人だったんですね。その時はそんな(南竹さんと年が)近いと思っ

てなかつたけど、女同士の話で、もうそれこそ寝間着姿でひいひい言うてるわけですから、ひよっとしたら、それで少しはお話聞かせてくれたのかなと思うけど。他の者

から。それでもあの一番ひどい発作の状態の映像は撮れなかったという思いはありましたね、後々も。他に西淀川の二次裁判の時に、夜中の発作を撮らせてもらった方がいました。それも女性でした。夜中に娘さんにビデオカメラを託して、撮影して裁判所に見てもらったっていうのはありましたけどね。

### 裁判官の心を動かすのは、実際の真実の姿

「裁判所には実際の本当のこと言わないと、どんなに苦しいかっていうのを言わないとわからないですよ」と、患者さんに説明して一生懸命聞き出して、教えてもら

った。裁判所に出すという、そういう目的がなければ多分教えてくれない。一般的には教えてくれないことを聞いて、裁判所に明らかにしていくという作業の中で、初めて明らかになっていくことっていうのは、いろいろあったと思います。

聞いたことを裁判所に何とか伝えなければっていうのは、自分の仕事で使命やからする。自分自身がめっちゃ辛いとかね、そういうふうには若いころは多分あんまり思わなかった。一人一人話を聞いたら、こちらと同じ年頃であるとか同じ家族構成とか。(私の)夫は亡くなってるんですけど。自分の私事の経験が積み重なるので、多分の方が辛いね。

あの頃は、自分の仕事としてこれをせねばならぬ、みたいなのがあるので、あんまりしんどいとか辛いとかっていうのは、思わなかったんだと思うんですけどね。振り返ってみたら、自分の中に色々な人の被害が入り込んでくる。

例えばね、ある方が家族ぐるみでぜん息患者でした。その中で「実はね、今子供が2人だけど、3人目を妊娠してもう育てられへんと思つて、もう中絶したんですわ」っていう話がまああるわけです。出産自体も発作起こったらどうすんねんという問題もあるし、今いるぜん息患者の子どもを育てるのも大変やし。もうとてもやないけど育てられへんという話を聞きました。それを陳述書にして裁判所に出し

た。

その原告さんは、いろんなところ（行政との交渉の場や公害授業など）で自分の被害の話をされるよね。でも絶対に中絶の話は言いはりませんわ。そんな話できないって。裁判所だから、どんな恥晒しても、言わねばならぬことは言わねばならない、という場面つてあるから。そんな思いで言ってくれたことは、全部裁判所に伝えるような算段を立てないといけない。

それは映像かもしれんし、陳述書の文字かもしれんし、原告本人尋問かもしれんし。どんな手段で伝えるかは別にして。そんな思いで言ってくれたことは全部伝えるのが、弁護士の本来のやらねばならないことだというふう思うので、おろそかにはできへんと思いましたがね。

私はね、それをやるのがきついかしんどいとかって、あんまり思わないですね。こたえるのはこたえるというか、こっちの覚悟を問われるみたいところはありますけど。

裁判官の心を動かすっていうのは、実際の真実の姿。一番出すの嫌なこと、絶対知られたくないこと、

そこを語ってもらうことによって裁判官が動く。

それをするのは弁護士しかおらんわけやから。それをしないことには何にも始まらないと思うので。怯んではならぬ、というとおかしいけど。聞かれる原告さん患者さんも、嫌なのは嫌やと思うね。

表面的なことをすらすらと聞いてくれて、はいはいって言ってくれて方がええと思うんやけど。せやけどそれを伝えないことには、やっぱり人の心つて動かんのだと思いますね。

これをやったからこの裁判官どう感じたかな、なんていうのは分かりませんけどね。原告さんの被害を弁護士が聞いて、こっちが受け止めたこの受け止めたことを裁判所にきちっと伝える。同じ人間やねんからね、それで分からんこととはないやろうというふうに思います。

### 原告から教えてもらわないと被害の実態はわからない

裁判で企業の人たちや環境省の人たちがどう思ってたか分かりませんけど、法廷で網代さんが訴えた時、相手の企業側の弁護士、泣い

てるねんもん。やっぱり本当に人を動かしたんやと思う。自分達が被害者であり、それを分かってもらったんだ、みたいなのところなかなと思えますね。

裁判所で、裁判所で大島よしおさんの発作の様子を撮ったのを映しての尋問をやったんですね。大島さんはね、ひげ生やして副会長さんやっただと思うね。電気屋さんの商売人さんやっただんやうかなと思うんですけど。発作時に失禁をしようというのをね、明治生まれの男が言わんといかんということの意味をね、裁判所に分かってほしい。そこにどんな意味があるのかというのを分かってほしい。それも、やっぱり原告さん患者さんから教えてもらわないと分からないですよ。一生懸命患者さんに学ぶのが大事なんやろうなと思います。

西淀川にどんだけ通ったかとかいうのはよう分かりませんが、よう通いましたわ。通ってるうちに色々分かってくるところあるよね。離婚してはんねんとか。だれとだれとが仲悪いねとか何とかね。人間関係も分かってきますよね。

### 裁判の論点はどの場面でも事実

私はその西淀川の裁判では、被害班として、原告さんの被害を裁判所に伝えて、でそれがどういう意味を持つのかというのほもちろん説明もして、っていうのが1つの仕事なわけですけど。

被害という場面だけではなく、裁判の論点はどの場面でも基本的には「事実」なんですよ。

被害は被害、加害は加害の事実。事実をどういうふうに、私達がやるものはあるものとして、今、目の前にないものは探し出して伝えるか。事実がどれだけ明らかにできるかというのが勝負だと思えますけどね。別にあの公害裁判に限ったことではなく、どんなでも一緒なんですけどね。

弁護士としては、社会的などとしての裁判であるわけですけど、その中でやっぱり、何が事実やったのかというのを裁判所に明らかにして。それは「お料理」をしないとイケないです。法律的にどう構成するかっていうのはとっても大事なんですけど。何が動かすかという。やっぱり事実が裁判官を動かす。加害でも被害でもね。

だから西淀川の公害裁判でも、加害者の各企業が何をどういうふうにしてたのか、どれだけ地域が汚れてたのか、というようなことを、労を惜しまず、無駄は承知で動き回るか、探し回るか。それをどう裁判所に明らかにしていくか。ということが、多分、勝負を決めると思っています。

### 西淀川の患者会のすゝめ

西淀川の患者さんって、組織された、運動体の中の一員でしょ。だから、どんな人でも、鍛えられてる。それはね、やっぱり今の時代とだいぶ違う。多分1000人は超えてたと思うんですよ、西淀川の患者会。あらかた原告になって、皆が一員として何をどうせなあかんかっていうのを、だんだんに勉強して分かって（きて）る。

1か月に1回裁判があるわけですよ。今とは違って当時は1か月に1回大法廷で、朝から夕方まで裁判がありました。それが毎月毎月あるから1年に12回あって、それが20年続くわけです。99席ある大法廷を、患者会が毎回満杯にするわけです。今の運動体やったらできないですけど、（彼ら

は）ずっとやり続けるわけですね。

尋問の中で話されることなんて、疫学のものすごい難しい話とかだから、多分ほとんど何も分からへん、ちんぷんかんぷんな話。だけど、それはそれで裁判所へ通い続けた訳ですよ、交代交代で。

裁判が進行していくと、節目節目で総会もあれば、地域ごとに勉強会もするわけです。地域ごとに担当の弁護士が決まっていって、私は勉強会の時は御幣島の方に行っていましたわ。

患者さんがどっかの班長さんのお家に集まらばって、そこで今の裁判はね、どうやこうやと。

それと共に、指定地域解除の裁判のあの全体的な戦いがあったでしょう。そうすると指定地域解除とは何か、自分たちの生活はどんなになっていくねん、というふうな、そういう勉強をするわけです。戦前の人であれば小学校を卒業しただけ、新制になってから中学校卒業しただけの人があらかたなわけですけど、一生懸命一生懸命、勉強するわけです。

### 裁判で鍛えられた患者

西淀川の患者会は、うまいこと

言えないんですけど、鍛えられた原告。「ただ受け身で、私は言われたから裁判の原告になってます」というのではない。組織された人たちだと思っんですよ。そこはもう今と全然違う。

最初からそうやないんですよ。弁護士が入って聞き取りをする。こういうふうには言おうね、きっと被告のほうはこんなこと言ってるけど、これはこういう意味だからね、っていうのを打ち合わせする訳ですよ。

簡易裁判所で1回7人、2回7人、かわりばんこにずっと尋問する訳ですよ。その時に被告は何を言うかというのと、「大体あんたね、隣の隣にあの風呂屋あったやろ、その風呂屋の煙突が、あんたのぜん息に関係しているのちやうか」とかね。そういうようなこととかね、ま、いっぱいいろんなこと言うわけです。

それをやられたらものすごく強くなるんです、原告さんって。それをやられた原告さんは、次の法廷で必ず傍聴に来る。だから被告が鍛えてくれたって（言わはる）。

それはもう、とんでもない反対尋問するんですよ。子どもがいる

として、「あなたね、自分がぜんそくだから、ちゃんとその子どもの世話をできていないんやないか」というふうに言うてる。それは主尋問でこちらが聞くわけです。

「あなたはそういうふうに言うが、この戸籍見たらあんたは2度目の結婚で、前の嫁ぎ先で子どもを残して今のご主人と一緒になりはったんでしょ。あなたは1回、子ども手放して育ててないのとちやいますか」というようなことを被告の代理人が言うわけです。

そういったえげつないことを言われると、なにくそ！、というふうには火が付くわけです。それはもちろんこっち（弁護士）も怒る訳ですけどね。「こら！」って。尋問の時に「あんた何聞かねん！」っていうようなことを言うんですけど。

それをやられた時に怒りに火が付く言うのはね、そういう構えが原告さんの方にあるからやと思うんよ。岡前さんにしても、北川さんにしても、皆そういうふうにして、くそ！って、あの戦いに立ち上がった人ばっかり。塚口さん入れて、三婆で言うたんですよ。伝説の三婆。そりや岡前さんはすごかったよ。関西電力の前でね、もう本当

に、凄かったですね。戦いの中で人間鍛えられてね。

### 判決の結果を受けて

一次判決の時はね、勝ったんですけど、原告さんの一部が認められなかったんですよ。で、私自身は原告さん一人一人の取りまとめ役なので、1人も落とすわけにはいかないということだったので。一部が認められなかったショックで、どうしてやろうって思いました、勝ったっていう感じじゃなかったですね。

でも、勝った日に企業交渉に行つて。私は住友金属に行つて、そこで話をしますという合意を取り付けて。各企業で、みんなみんな頑張つて、話し合いの席につくという合意を取り付けました。

その日の行動はすごかったですよ。6000人なんて今では考えられないけど。そういう行動を経た、やっぱりこれは勝ったんやと思いましたが。直後は、全員は認められへんかったんやっていうのがずいぶんショックでした。企業もびびくりしたんやいますか？その前の結審行動っていうのは、生協のお母さんたちとかがいっぱ

い来てくれて。応援してくれている人たちがいっぱいいるのは、私たちにしてみればものすごい力やったと確信できましたよね。提訴した時は西も東も全く見通しのない裁判でしたよ。森脇さんはいつも言うんですよ。「谷さん、この裁判勝つよな」って。「勝った後が問題やな」って、言うんですよ。でもどうやって勝つんや、って言う曲がり角がいっぱいあったので。その中で運動を広げて力を作つていったんやと思えますけどね。

### 百の無駄から1つの事実が見つかったら良し

あの裁判自体はね、各企業が共同で悪いことしてる、合同不法行為の立証と、二酸化窒素が西淀川の患者さんの発症の原因になってるっていうのは、むづかしい論点なので。裁判自体は、それぞれがキーの争点だったと思えますけどね。

しよつちゅう弁護士で合宿をやつていましたね。なんしか、とにかく、若いからね。

弁護団の皆それぞれ言いたい放題というか、無秩序というかね。もう無茶苦茶でしたよ。「それこない

だ決着着いたんちゃうの」っていうことも、「また同じこと言うてるやん」みたいな。井関先生が団長でしたけど、とつても人格者でね。議論中、じーっと黙つてはるんですよ。で、終わった頃に、じゃ、終わりましたよかって宣言するんですよ。何にも口を出さなくて、じーっと聞いてはるんです。ものすごい激烈な議論をしてね。やめてしまえ、とか、おまえそれでも弁護士か、とか、すごかったですよ。

若い弁護士やつたからね。言うたら、力はあるけど、知恵はない。力というのは、何でもやれる、無駄でもやれるってことですね。無駄を「無駄やな、やめとこうか」というのはあんまり思わない。無駄かも知れへんけど、何か見つかるものもあるかも知れんって。公害事件をやつたらそれはやむを得ないですよ。100の無駄をやつて、1つくらい事実が見つかったら良し、っていうもんやと思えますね。

傍から見たら「何やってんの」っていうのはいっぱいあると思えます。公害事件はね。でもやつてるうちにびびくりするようなものが出てきたりすることはあるのですね。

無駄やることを気にせずできるようになるのは、いいことかもしれない。

事実を探し出す事に、手間暇を惜しんだらいかんのですよね。お料理したものの中には、真実が出てこない。それはね、色んな事件をやるときに、とつても生きてくる。実は料理したものを見せてもらう方が、楽っちゃ楽なんですよ。何か分からない数字いっぱい並べられるより、整理したものの方が楽なんですけど。それでは分からないことってあると思うね。生の事実っていうのがほんとに大事やと勉強させてもらったのは、最初初動やらせてもらったからやと思えますね。どの事件でもそれは同じですね。

### 公害裁判は被害に始まり被害に終わる

大きな話を大きなまま語るには、なかなか私自身は適役ではないし、難しいかなと思うんですけど、私なりに、原告さんたちは何だったのかというのを思うに、公害裁判って、「被害に始まり被害に終わる」って言うじゃないですか。

「被害に始まり」はね、自分自身

が実感としてわかる被害からしか物事は始まらないと。色々論点はあるし、弁護士としてやらねばならぬことはあるし。共同不法行為の事実がどうなのか、西淀川の空気の流れもとっても大事なことになるですよ。窒素酸化物（NOx）が人体にどう影響するかもすごく大事で、精魂込めてやらないといけないんじゃないかも。それらを何のためにやってるのかというと、被害者がいて、こんなひどい目にあってるから、この被害を出発点にして、それぞれの論点を明らかにしていかなければいけない。そこで勝つためにどんな理屈が要るのかとして「被害に始まる」というのはわかるけど、「被害に終わる」とってどういう意味なのか、私にもよくわからないですよ。被害者から離れたらあかんのやで、という意味なのかなとも思うんですけども。

私自身が西淀川の公害裁判で感じたことは、「裁判の着地点が原告さんにとってどういう意味なのか」という事から西淀川公害裁判を考えないといけない、ということなんだらうなと思うんですよ。

最終的に企業と和解し、国とも

和解したわけなんですけれども、何がすごいかって言うのは、原告さんたちが受け取った金額ね、一人一人の金額って言うのは、死んでしまった人でも大きい金額ではないんですよ。他の公害裁判の患者さんたちからすると、格段に低いわけなんです。それでも原告さんたちは「うちら勝ったんや、戦ってよかったね」とってみんな言うてくれて、その何分の1かを財団に差し出したわけですよ。それがものすごい。西淀川の原告さんたちのレベルの高さを示している。一人一人で分けたらもっとたくさんのお金が来た。この裁判何やってん、って言う人もいないんですよ。ありえないわけです。

裁判後に健康回復事業として温泉に行ったんです。そこで原告さんの1人が、「本当に裁判やってよかった。家族を置いて1人で温泉に行く日が来るとは思わなかった。病人で、肩身狭くて、家族のお荷物やったのに、温泉来れるなんて。先生、めっちゃうれしいですわ」と言ってたんです。それぞれの原告さんにとって、自分達でやったことですからね。戦って勝って、和解を手にしたことが誇りに思える、

喜びに思えるということが「被害に終わる」ということなんやないかいな、とね。自分自身ではね、これかも知れんというふうに思ってるんですけどね。

20年を闘って、やってよかったと思うような裁判やった、というのが良かったんじゃないのかなと。大所高所の評価はね、偉い先生たちがやってくれると思うんですけども、西淀川の患者さんってすごいですよ。すごいと思う。

### 和解金の一部であおぞら財団を設立を決める

（和解金の一部で財団をつくるということに対して）「へえー」とか思いましたよ。そういうことがあるのね、と。それができるといのは原告団患者会の、ある種のレベルの高さやと思うんですね。解決の時に、それこそ（あおぞら財団の設立に対して）1人の異論も出えへんかったですもんね。企業との和解の時も、国との和解の時も。そんなもの了解できるか、っていう人は居なかった。それはサイレントマジョリティではなく、それぞれが我が事として理解して

くれたんだと思いますね。弁護団の方も全然不安に思わなかったね。反対出たらどうしようかなんて。

企業の方は、うまくいくんやろうかと心配したかもしれないけど、こっちは全然不安なかった。そこはやっぱり運動の積み重ねが他の裁判と全然違いますよね。どうしてかね。たぶん、一人一人が我が事として裁判を考えて頑張らしたんだと思います。

それと裁判だけの問題ではなくて、裁判を続けるのは、公健法<sup>1)</sup>の指定地域解除をどうやって守るんかっていう、2つの戦いなわけですよ。裁判だけでない。指定地域を解除しても、患者さんたちの公健法を守るんやという事についての確信。そこが支えになってるんやと思います。2本柱ですよ。裁判をやることで公健法を守ってるみたいなどこありますもんね。

### 西淀川の経験は他の裁判にも生かされている

今、泉南アスベスト<sup>2)</sup>の患者さんに関わっているのだけれど、もう本当に、必ず死ぬんですよ。本当に肺がんとか中皮腫の方のこれはね、もう壮絶なんです。それはね、も



のすいきつ。

ひとりひとりを明らかにせねばならないんですけどね、それは分かってもらわんといかん。だけでもすいきついですね。けどやっぱりそれは誰かがしないといけないし。

西淀川があり、その後アスベストがあり、今に至ってるわけだから。積み重ねをした自分だからできることであると思うので、これはこれで私の仕事としてせんといかんいうふうには思います。

泉南アスベストの裁判の時にはハンドレイのビデオがまあまあ使え

「青年法律家協会：1954年（昭和29年）、憲法を擁護し平和と民主主義および基本的人権を守ることを目的に、若手の法律研究者や弁護士、裁判官などによって設立された研究団体。略称は青法協（せいほうきょう）。現在は、弁護士学者合同部会と、司法修習生の各期部会、法科大学院生部会がある。弁学合同部会の会員数は約2,500名と任意的法律家団体としては日本で最大の人権活動と情報のネットワークである。1973年（昭和48年）11月に青法協大阪支部に「西淀川大気問題研究会」ができ、資料収集や具体的問題点の検討を行った。

森脇君雄。1935年（昭和10年）岡山県生まれ。西淀川公害裁判3次原

るようになっていました。佐藤健一さんっていう原告さんのところに、もう亡くなる直前に、撮ってもらっていいって連絡をもらいました。これはもう絶対にこの映像は裁判所に届けないといかん。原監督の映画「ニッポン国VS泉南石綿村」にも使われていた映像なんですけど。あれを撮影して、佐藤さんの奥さんに尋問してもらったんです。

私がサポートで入ったんですけど、担当の弁護士が「ごめんさい。私つらくてできません。」というんです。いやでもね、辛かったってな

告・原告団長。西淀川公害患者と家族の会会長、公益財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団）名誉理事長。

四日市公害裁判。1967（昭和42）年、9人の公害認定患者が第1コンビナート企業6社を相手に裁判を起こした。1972（昭和47）年に「ぜん息の原因は工場から出る煙に含まれる亜硝酸ガス」と認められ、原告勝訴の判決が下された。

浜田耕助。西淀川公害患者と家族の会」初代会長、西淀川大気汚染公害訴訟原告団初代団長。1974年に現役教員として、『西淀川区における公害の現状と教育と住民運動』を分担執筆。

実藤雍徳：西淀川大気汚染裁判1次訴訟の原告の一人。原告番号1。1931

んかったって、それやるのが仕事やんかと。弁護士やからこそせなあかんことであって、弁護士やからこそ撮らせてくれてね。佐藤さんの奥さんに「撮ってもいい？」って言ったら「いいよ、先生。やって」って言うてくれたんですけど。そういうふうにして託されたものはね、ちゃんとやらないと。

弁護士同士で仕事分担して役割を担うわけですけれども、泉南の現地に行ったのは私が一番多いと思う。他の事はお役に立ったかは分かりませんけど。

年（昭和6年）生まれ。1947年に西淀川千舟の大阪機械製作所に勤務。1960年頃に発症、1965年頃には病気のため仕事ができなくなる。1987年（昭和62年）に死亡。

。亜硫酸ガス：二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）の別称。硫酸酸化物は水と反応して強い酸性を示し、酸性雨の原因物質にもなる。きやたん、ぜんそくの発作等の呼吸器への影響。非常に高濃度の二酸化硫黄を吸うと、呼吸困難などの非常に強い影響が起きる可能性がある。また、二酸化硫黄が雨水や汗に溶け込んで弱い酸になることによる皮膚や粘膜への影響もある。

「合同製鉄株式会社：大阪市を本拠とする鉄鋼メーカー（電気炉メーカー）。1960年（昭和35年）に大阪市西淀川

日時：2022年9月30日

場所：あおぞらビル3階グリーンルーム（大阪市西淀川区）

聞き手・記録：栗本知子・谷内久美子（地球環境基金助成事業として実施）

西島工場に高炉を新設し鉄鋼一貫体制となる。1994年に大阪製造所の第2高炉を休止。大気汚染の記録を伝えることを目的に、合同製鉄高炉を保存する市民運動があったが、撤去された。

。萬野正吉さん：西淀川大気汚染裁判1次訴訟の原告の一人。1912年（大正元年）生まれ。昭和35年からぜん息発作が出て、定職に就くことができなかった。1982年（昭和57年）、裁判の結果をみることなく公害病により死亡。

。南竹照代さん：西淀川大気汚染裁判1次訴訟の原告の一人。1956年（昭和31年）生まれ。8歳で気管支ぜん息を発症。高校に入った頃からはほとんど入院生活で1年間に約250日以上入院を余儀なくされた。1981年（昭和5

6年)、24歳で裁判の結果をみることなく気管支ぜん息で死亡。

<https://www.era.go.jp/yobou/saiban/nisyodogawa/higaisha.html>

⑩ 『手渡したいのは青い空 西淀川公害裁判をたたかった原告の証言』。1999年10月23日に西淀川公害患者と家族の会が発行。

⑪ 公害健康被害の補償等に関する法律。1973年(昭和48年)制定。健康被害に係る損害を補うため、医療費、補償費などの支給を行うとともに、公害

保健福祉事業を行うことにより、公害健康被害者を保護することを目的とする。補償給付の対象は、大気汚染の影響による疾病(慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎、肺炎腫、およびそれらの続発症)が多発した第1種指定地域の被認定患者と、水俣病、イタイイタイ病および慢性砒素中毒を指定疾病とする第2種指定地域の被認定患者である。1987年の法改正により第1種指定地域の解除が行われ、大気汚染に係る新規患者の認定は行われなくなったが、それ以前の被認定患者については引き続き所定の補償給付が行われている。

本制度では補償給付や公害保健福祉事業に必要な費用を汚染原因物質の排出者から徴収することとなっている。

<https://www.era.go.jp/fukakin/seido/youbun/ho.html>

⑫ 泉南アスベスト訴訟・大阪府南部・泉南地域のアスベスト(石綿)工場の元労働者やその遺族の方々などが、アスベストによる健康被害に関して損害賠償を求めた裁判。2014年(平成26年)の最高裁判決において、昭和33年から昭和46年までの間、国が規制権限を行使して工場に局所排気装置の設置を義務

付けなかったことが違法であると判断された。

⑬ 映画『ニッポン国 VS 泉南石綿村』

2017年。監督・撮影：原一男大阪・泉南アスベスト国賠訴訟に8年間密着したドキュメンタリー。山形国際ドキュメンタリー映画祭2017のインターナショナル・コンペティション部門に出品され、市民賞を受賞。2017年第18回東京フィルメックスでは特別招待作品として上映され、観客賞を受賞。  
<http://docudocu.jp/ishiwata/>